

FAX送信のご連絡

日	時	平成 18 年 5 月 / 日 (月)		
あ	て	先	企業会計基準委員会 殿	
案 件	次のとおり意見を提出します。			
	1. 厚生年金基金の代行部分の債務は、平成18年度の厚生年金保険法の改正により、最低責任準備金と明確になること。			
	2. 企業の代行部分に対する責任が根本的に変化したことより、退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきである。			
	3. 株式市場、投資家などに誤った情報を提供することになる。			
	以上のことから、本公開草案に対し及び、代行部分についての取扱いの早急な見直しを要望します。			
	(別紙 〇 枚)			
	発 信	長野市南長池710-3 長野県トラック事業厚生年金基金	担 当	